

会 議 録

会議名	令和2年度 第1回 垂井町地域公共交通会議
日 時	令和2年7月14日（火）10：00～11：00
場 所	垂井町役場 1階 垂井ホール
出席者	委員総数15名中、15名（うち代理6名） 事務局3名
次 第	<p>1. 会長あいさつ</p> <p>2. 報告 垂井町地域公共交通計画の改訂について</p> <p>3. 議事 自家用旅客有償運送の更新登録について 令和3年度生活交通確保維持改善計画について</p> <p>4. その他</p>
議事要旨	<p>事務局： それでは 定刻となりましたので、ただいまから、第1回垂井町地域公共交通会議を始めさせていただきます。私は、企画調整課の藤塚と申します。よろしく願いいたします。本日は大変お忙しい中、またお足元の悪い中、地域公共交通会議にお集まりいただきまして誠にありがとうございます。また、日頃から、本町の地域交通に対しまして、ご理解とご協力賜りまして、厚くお礼を申し上げます</p> <p>それでは、次第に入らせていただく前に、皆様方には委員名簿と席次表を配布させていただいております。これをもちまして、委員の皆様のご紹介ということにさせていただきますので、よろしく願いいたします。また、人事異動等によりまして、新たに4人の方をお願いしております。よろしく願いいたします。</p> <p>それでは、はじめに、本会議の会長でございます片岡副町長よりご挨拶申し上げます。</p> <p>副町長： 皆さん、おはようございます。本日は大変お忙しいところ、またお足元が悪い中お集まりいただきまして、本当にありがとうございます</p>

す。また、日頃より、垂井町地域公共交通行政に対しまして、ご理解とご協力いただきまして本当にありがとうございます。厚くお礼を申し上げます。

さて、今年は新型コロナウイルスに振り回されております。担当からも話がありましたとおり、3月の会議は書面にて開催をさせていただいたところがございますが、その後の自粛ということで、色々な会議やイベント等の中止がなされていたところがございますが、5月の緊急事態宣言の解除によりまして、ようやくこの会議を開くことができたというところがございます。

しかしながら、基本的にウイルスが無くなったという訳ではございません。ウイルスは存在する、ウイルスと共に生きていくということで、今、新しい日常生活、新たな生活様式などと言われており、その中で生活しているということで、まだまだ予断を許さないというところがございます。

また、最近、梅雨の末期ということで、九州で、また、岐阜県では下呂の方で大きな災害被害が発生しているというところがございますが、幸いにも、この西濃地域と垂井町では災害が発生していない、災害に至っていないことで安心をしているというところがございます。コロナウイルスと併せまして、災害はいつ何時、身近で起こるかもしれません。まずは、災害が災害にならないように災害が起きないように、準備を怠らないように十分注意してまいりたいと思っているところでございます。

皆様方におかれましても、災害等々には十分注意していただきますようよろしくお願いいたします。

さて、本日の会議でございますが、令和2年度第1回目の会議となりますけれども、先程担当の方から話がありましたとおり、新しく4名の方に委員の方をお願いすることとなっております。よろしくお願いいたします。

会議の内容でございますが、次第のとおり、報告事項1件説明をさせていただきます。また、議事につきましては2件ございますが、慎重審議をお願いしたいと思います。

本日の会議でございますが、コロナウイルス対策といたしまして、マスクをしたままでお願いしたいということと、なるべく短時間で終わっていきたいと思っておりますので、スムーズな議事の進行にご協力をお願いしたいと思います。

簡単ではございますが、冒頭の挨拶させていただきます。どうぞ最後までよろしく願いいたします。

事務局： それではここで、本日の会議の出席者数についてご報告させていただきます。15名のうち代理出席の方を含めまして、全員の方にご出席いただいております。本会議が成立していることをご報告申し上げます。

それでは、次第の2つ目の報告事項、3つ目の議事に入らせていただきます。本会議の設置要綱第4条第1項の規定によりまして、会長が議事を務めることになっておりますので、会長よろしく願いします。

会 長： それでは、私の方で進行をさせていただきます。

次第に基づきまして、報告事項に入らせていただきます。報告事項の垂井町地域公共交通計画の改定について、事務局の方から説明をお願いいたします。

事務局： ※資料に基づき説明

会 長： ただいま説明がございましたけれども、内容についてご質問等がございましたらよろしく願いいたします。

委 員： 先日、養老の方へ行く用がありまして、オンデマンドバスに出会いました。養老町は、オンデマンドバスを運行しているようでございます。運行のやり方はあると思いますが、事務局でオンデマンドに対する考え方が今まで検討されたのでしょうか。

オンデマンドは、その都度、利用者からの要求に応じたところで運

行するということになるかと思えます。予約するのかどうかわかりませんが、この辺りは養老町にお聞きになって、今後のことで何かの参考にできたらと思っています。

事務局： 当初、養老町が導入した際、内容や他の自治会との関係性などについて調査をさせていただきました。養老町のオンデマンドは、費用が6千万円くらいかかるということです。また、玄関口ではなくて、バス停からバス停への間のオンデマンドということで、朝に予約受け付けするといったところから、非常に混雑して困ったような様子でした。今後、システム導入もしていくとのことです。私どもも考えていないということはなく、そのようなことも考えたことはありますが、今回につきましては、先程説明させていただきましたように、色々なご意見を頂戴した中で、よりよい運行をしていこうということで加味させていただきましたので、よろしく願いいたします。

会 長： そのほかご質問ございませんか。無いようですので、続きまして議事に入らせていただきたいと思います。1つ目の自家用有償旅客運送の更新登録について、事務局より説明をお願いいたします。

事務局： ※資料に基づき説明

会 長： 1つ目の議事、自家用旅客有償運送の更新につきまして、事務局より説明がございましたが、内容につきましてご質問がございましたら、よろしく願いいたします。

委 員： バス停の見直しをされたのは、どのルートですか。

事務局： 今回、バス停の見直しについては、垂井・岩手線の赤路線と府中・東線の緑路線の見直しをさせていただいております。理由につきましては、先程、公共交通計画の中でも若干触れさせていただいておりますが、今までの利用者の傾向を見たときに、この2路線について、

利用者が伸び悩んでいるということがございましたので、この2路線について見直しをさせていただいております。

なお、黄色い垂井・宮代・表佐線、青い栗原・表佐・東線については、利用者が順調に伸びておりますので、そのまま維持する中で、またバス停については、それぞれさまざまなニーズをいただいておりますので、できる限りの増設というような形で、今回新たなバス停の設置もさせていただいております。

なお、移設のものについては、近くにバス停をおいてほしいとか、もう少し集落に入ってほしいというようなニーズもございまして、そういう点も踏まえながら、移設をさせていただいている部分もございします。

会 長： その他ご質問等ございませんか。

委 員： 3ページの運賃の欄につきまして、定期券1ヶ月となっていて、先程の計画の方で6ヶ月定期の方を新規に実施はしないのでしょうか。また、定期の実施予定はいつ頃でしょうか。

事務局： 今回の更新につきましては、10月1日からを予定しておりますので、10月1日には少し間に合わないということで、今回6ヶ月の定期は入れておりません。

料金改定につきましては、条例規則等の改正がございしますので、そういったタイミングを踏まえながらやっていきたいと思っておりますが、早い段階で検討し実施してまいりたいと思っております。

会 長： そのほかご質問などございませんか。無いようですので、採決に移らせていただきます。自家用旅客有償運送更新登録につきまして、原案のとおり、岐阜運輸支局へ提出することについて、皆様の同意をいただけますでしょうか。

委 員： 異議無し

会 長： ありがとうございます。異論が無いということで、自家用旅客有償運送の更新登録につきましては、原案の内容において、岐阜運営支局の方へ提出させていただきます。

続きまして、今年10月から補助金を申請するために必要となってきます、令和3年度生活交通確保維持改善計画について、事務局より説明をお願いいたします。

事務局： ※資料に基づき説明

会 長： 2つ目の議事、令和3年度生活交通確保維持改善計画につきまして、事務局から説明がございましたが、説明の内容につきましてご質問等ございましたら、よろしくをお願いいたします。

委 員： ご検討していただきたいのが、1ページ目で、かつては民間バスの会社が運行していたのが、平成21年に民間路線が撤退しましたという書きぶりがあります。完全撤退しておりませんので、町内輸送の役割を果たした路線というのは、新垂井線が平成8年になくなっているということが垂井町にはかなりの影響があったもので、あとは大垣から関ヶ原など、今でも伊吹山の時期だけ走っていますが、市町村型のバスが電車と平行しているのがなくなっておりますので、この補助金の目的が、バスが空白になっていることを示そうとなさっているのなら、ほかの表現でお願いしたいと思います。

皆さんが話して、電車と並行している路線はいらないよね、という制御したことと思いますので、よろしく申し上げます。

事務局： ありがとうございます。ご指摘いただいたとおり、少し書きぶりを直した形で提出させていただきたいと思いますのでよろしくをお願いいたします。

会 長： その他ご質問等ございませんか。それでは、無いようですので採決

をさせていただきたいと思います。令和3年度生活交通確保維持改善計画につきまして、原案のとおり、一部修正をいたしまして岐阜運輸支局に提出することについて、皆様のご同意をいただけますでしょうか。

委員： 異議無し

会長： ありがとうございます。異論なしということで、令和3年度生活交通確保維持改善計画につきましては、一部修正して岐阜運輸支局の方へ提出させていただきます。

以上をもちまして、本日予定しておりました会議内容は全て終了でございます。本日、頂戴いたしましたご意見を参考にいたしまして、今後、より利用者に喜んでいただけるよう常に改善していく姿勢で垂井町の公共交通行政を続けてまいりたいと考えておりますので、今後ともどうぞよろしくお願いいたします。

それでは事務局のほうへお返しします。

事務局： ありがとうございます。最後に、その他でございますけれども、事務局から一点ご報告させていただきますのでよろしくお願いいたします。

事務局： 持続可能な運送サービスの提供の確保に資する取り組みを推進するための地域公共交通の活性化及び再生に関する法律等の一部を改正する法律という法律が令和2年6月3日から公布をされております。中身につきましては、主に、地域公共交通活性化再生法と道路運送法等が改正されたということでございますが、この法律改正によりまして、今回の垂井町に大きく影響する部分がございますので、その点だけご説明をさせていただきます。

法律の内容につきましては、地域自らがデザインする地域の交通、または、地域の移動ニーズに極めて細かく対応できるメニューの充実ということで、それぞれ法律改正の趣旨が書いてございますが、その

うち、地方公共団体による地域公共交通計画マスタープランの作成ということで、地方公共団体による地域公共交通計画マスタープランの作成を努力義務化というような形になっております。

右側に黒枠と赤枠と書いてございますが、法改正の前は、我々は網計画という言い方をさせていただいていましたけど、この地域公共交通網形成計画が地域公共交通計画というふうに名前を変えて、こういった計画の策定が努力義務化されるというものでございます。

本町の考え方としましては、先ほど皆様にお示させていただきました、垂井町地域公共交通計画、こちらにつきましては、現状としては、町任意の形で計画をさせていただいておりますけれども、今回の法改正を踏まえました地域公共交通計画、同じ名前で紛らわしいところがございますが、この法改正後のこの地域公共交通計画を満たさなければいけない内容については、もうすでに先ほど内容を示しました、垂井町の計画の方で満たした内容となっておりますので、今後必要に応じ、法に基づく計画に位置付けて運用してまいりたいと考えております。

その際につきましては、またこの地域公共交通会議の中で、そういった位置づけをさせていただくことを皆さんにご了知させていただく中で進めてまいりたいと考えておりますのでよろしくお願いいたします。

事務局： それでは、ただいまのご説明につきまして何かご意見がございましたら、また、全体について何かご質問などがありましたらよろしくお願いいたします。無いようですので、本日本日予定しておりました会議次第につきましては、全て終了いたしました。

以上を持ちまして、本日の会議を閉じさせていただきます。本日は大変お忙しい中、ご出席いただきまして誠にありがとうございました。